三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年一月七日
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町原村一三四七の一、一三四七の六、一三四八から一三五〇まで、一三五三の一、一三五四の一、一三五五、一三五六の一、一三六四の一、一三六五から一三六七まで、一三六八の一、一三六九の一、一三七〇、一三七三の一、一三七四から一三七八まで、一三七九の一、一三八六、一三八七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年一月七日
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町和田九〇九、一五四五の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年一月七日
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町上阿井二六〇四の一、二六〇四の二、二六三三の三、二六三五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井二六〇四の一・二六〇四の二・二六三三の三・二六三五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年一月七日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24997	プロピリスルフロン・フロルピラウキシフェンベンジル水和剤	カチドキヌフロアブル	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
令和八年一月七日
農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24998	ポリオキシン・マンゼブ水和剤	リスクガード水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○国土交通省告示第五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年一月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和八年一月七日
国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	佐野市黒袴町字東山一〇〇二番一	令和八年一月七日九時

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
防衛大臣　小泉進次郎
日時　令和八年一月二十一日の〇六〇〇から一二〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年一月七日
防衛大臣　小泉進次郎
日時　令和八年一月十三日（予備、同月十四日及び同月十九日から同月二十一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間